

西教委社文発第 1 号
平成17年 4 月 2 1 日
(2005年)

西宮市社会教育委員会議
議長 柿木 健一郎 様

西宮市教育委員会
教育委員長 尾崎 八郎

社会教育施設における指定管理者制度について (諮問)

次に掲げる事項について、下記の理由を添えて諮問します。

< 諮問事項 >

社会教育施設における指定管理者制度について
(公民館、図書館、郷土資料館における指定管理者制度)

< 諮問理由 >

平成15年 6 月の地方自治法の改正を受け、全国の自治体において指定管理者制度の導入が進んでいます。「公の施設」の管理について、これまでは管理委託制度により市の出資する法人や公共的団体などに限られていたものが、民間事業者などへも委託できることとなりました。現行の管理委託制度の経過措置期間は、改正法施行の日から 3 年以内 (平成18年 9 月 1 日まで) となっています。

西宮市において、指定管理者制度は平成16年 2 月に策定した行政経営改革基本計画の項目として取り上げられ、平成16年 5 月には「指定管理者制度運用指針」が示されました。指定管理者制度の目的は「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る」ことであり、指針では管

理委託制度に該当する施設については、平成18年4月を目途に指定管理者制度へ移行させることとしています。また、市の直営施設についても、積極的に指定管理者制度の導入を検討することとしています。

教育委員会が所管する「公の施設」のうち社会教育施設が50施設あります。このうち、以前から管理委託している11施設（体育館7、市民ギャラリー1、運動場1、野球場1、山東自然の家1）は現在、指針に基づく作業を進めているところです。そこで、市直営で運営している残りの施設のうち社会教育法等に基づいて設置している35施設（公民館24、図書館・分室9、郷土資料館・分館2）について、今回諮問するものです。

社会教育施設については、その設置目的から一般の公共施設よりも高い公共性が求められてきたところです。また、社会教育施設のほとんどでは地域密着型の運営が行われており、引き続き地域性も考慮した運営が要求されているなど、指定管理者制度の導入に当たっては、他の公の施設以上に多角的に問題点を整理しなければなりません。社会教育法等の規定との関係では、文部科学省は「今後は館長業務を含めた全面的な民間委託が可能であること」を通知しています。

こうした中、文教住宅都市に代表される市の特性なども考慮しながら、西宮市教育委員会の制度導入についての基本的な考え方を整理するため、社会教育委員会議に諮問するものです。

< 資料 >

西宮市の公の施設の状況
指定管理者制度運用指針